



雇児育発 0930 第 4 号  
平成 23 年 9 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に伴う  
児童手当関係通知の取扱いについて

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成 23 年政令第 308 号）及び平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 120 号）が公布され、平成 23 年 10 月 1 日から施行するものとされた。このため、当課において発出する通知その他の文書の取扱いについては、下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

#### 記

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に当たっては、別途取扱いが示されたものを除き、児童手当関係の通知は、「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「児童手当法」とあるのは「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」と、「児童手当受給者台帳」とあるのは「子ども手当受給者台帳」と、「児童」とあるのは「子ども」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、これらの通知に基づき施行を行われたいこと。